

○総務省告示第十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九十一号（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十八日

総務大臣 新藤 義孝

第一項第一号中「次に掲げる区域と」を「全国と」に改め、(1)から(11)までを削る。  
第三項を削る。